

## 海軍統制構造の変化と省部関係

太田 久元

1933年、日本海軍は組織構造を大きく変革させた。それが、「海軍軍令部条例」及び「省部事務互渉規程」の改正である。これらが意味するものは、従来の海軍省優位の体制から軍令部が独自性を獲得するものであった。研究史において、この改正の問題はおざなりにはされていなかったが、史料制約もあり緻密な研究がなされてこなかったのが現状である。

今回、当時の海軍省副官岩村清一の日記を利用することにより、当時の海軍首脳部の対応をより詳細に分析できたと考えている。

軍令部は、戦時、それも大本営が設置されることにより、その機能が実働する機関であり、平時においては、海軍省が実権を掌握していた。これに対する不満はあったが、海軍省が商議にほとんど応じないため、変えられることは無かった。それが変化し始めたのが、ロンドン海軍軍縮会議における統帥権問題であった。

軍令部は、兵力量問題を梃子に海軍省に譲歩を迫り、そして1933年、軍令部権限拡大の諸政策を実行していくことになる。

この改正において、特に重要なことは二点ある。兵力量問題と軍事伝達権問題である。

兵力量問題は、統帥権問題において政府が政友会や右翼団体等から攻撃されたものであるが、以前の規程には条文化されていなかった。しかし、軍令部総長が起案し、海軍大臣と商議するものと規定された。

軍事伝達権問題は、平時において軍令部に部隊指揮権を付与したものである。一例を挙げれば、在留邦人の保護に関し、部隊を派遣するには海相が起案し、閣議決定を経て、軍令部が作戦を計画、海軍大臣が指揮を取っていた。しかし、この改正によって軍令部が独自に起案できるようになったのである。

つまり、この改正を通じ、海軍において初めて軍令部が独自権限を確立したのである。